

了徳寺大学の卒業試験に関する規程

平成26年3月6日
大学規則 第39号

(目的)

第1条 この規程は、了徳寺大学学則（以下、「学則」という。）第36条の規定に基づき、卒業試験に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(卒業試験の実施)

第2条 卒業試験は、第4学年の全ての授業すべてが終了した後に行うものとする。

2 卒業試験の期日は、学年暦に定め、かつ、試験実施の2か月前までに掲示するものとする。

(受験資格)

第3条 卒業試験は、学則別表2に定める単位数を取得した者、又は取得見込みの者でなければ受験することができない。

(成績の評価)

第4条 卒業試験により行う成績の評価は、本学履修規程第17条に定めるところによる。

- 2 卒業試験に不合格となった者に対して、1回限り、再試験を行う。ただし、学長が必要と認めた場合、その限りではない。
- 3 前項の試験は、70点以上を合格とする。

(成績の取り消し)

第5条 前々条において、単位数取得見込で卒業試験を受験した者が、所定の単位数を取得できなかった場合、受験した卒業試験の成績を無効とする。

(卒業試験に合格しなかった者の翌年度以降の授業料等)

第6条 学則別表2に定める単位数を取得し、卒業試験に合格しなかった者（以下「卒業試験不合格者という。」）の翌年度以降の授業料等は、学則別表5に定める学部学生の授業料の2分の1に相当する額を減じた額および施設費400,000円の合計額とし、学長の指定した日までに納入するものとする。

(卒業試験不合格者の翌年度以降の休学)

第7条 卒業試験不合格者の翌年度以降における休学は、原則として、これを認めない。

(退学)

第8条 学長は、卒業試験に2年連続して合格できなかった者について、学則第38条第3項第2号の規定により退学させることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成26年3月6日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年3月10日から施行する。

- 3 この規程は、平成30年3月1日から施行する。
- 4 この規程は、2019年4月1日から施行する。